

湘南港の指定管理者募集に係る質問・回答について

平成25年6月18日更新

○ 現地説明会（H25.5.10開催）での質問・回答（5件）

番号	質 問	回 答
1	募集要項本編P13「9指定管理者が行う業務(3)自主事業」の項目で、「喫茶・軽食施設、売店施設、修理工場に係る事業は、県が直接事業者の選定等を行いますので、自主事業として実施することはできません。」とあるが、事業者の具体的な選定方法は決まっているのか。	具体的な選定方法は決まっておりませんが、指定管理者の募集とは別に、事業者の選定・許可等の手続きを行うこととなります。
2	募集要項本編P22「16その他の事項(3)ネーミングライツパートナー制度について」とあるが、ネーミングライツの具体的な導入予定はあるのか。	現在のところ、具体的な導入予定はありません。
3	港湾管理事務所の建て替えのため、ジュニア教室の前のスペースを臨時バースとして利用しているようだが、建て替え後の利用方法は決まっているのか。	現港湾管理事務所の除却スペースの利用と併せて検討していく予定ですが、現時点で具体的な利用方法は決まっておりません。
4	本船岸壁及び東野積場について、目的外使用（占用）はできるのか。	防災岸壁としての利用用途があるため、原則、目的外使用等による独占排他的な利用は認められません。
5	椰子の木が、臨港道路と臨港道路以外の指定管理区域に植わっているが、指定管理区域にある椰子の木の管理のみ指定管理業務という理解でよいか。	指定管理区域にある椰子の木等の樹木管理は、指定管理業務となります。 なお、臨港道路は県直営区域となりますので、臨港道路区域にある樹木管理は、指定管理業務外となります。

○ 6月18日追加回答（6件）

番号	質 問	回 答
6	募集要項本編P11の9(1)ア(ア)において、利用承認業務のうち、港湾管理事務所利用料の収納事務の記述があるが、港湾管理事務所利用料には、港湾管理事務所の会議室、建物内に賃借するテナント等、建物外のロッカー、造船所・ヨット教室等の利用料も含まれると考えてよいか。	別紙5-6のII 4(1)ア及びイに記載の施設・設備の利用料（ミーティングルームA～F、大会運営室、メモリアルルーム、更衣室、船具ロッカー）を予定しており、テナント（喫茶・軽食施設、売店施設）、造船所（修理工場）、ヨット教室等の専用利用料は含まれません。

番号	質 問	回 答
7	<p>募集要項本編P13の9(3)において、自動販売機の設置については、県が直接、事業者と賃貸借契約を締結するため、自主事業として実施することはできないとの記載があるが、具体の精算事務や棚卸、カウンター締め立ち会い、また、トラブルや緊急時の対応については、指定管理者の業務に含まれるものと考えてよいか。</p>	<p>精算事務や棚卸、カウンター締め等については、自動販売機設置業者が対応することとなりますので、指定管理業務とはしていません。</p> <p>なお、指定管理者は、利用者から釣り銭切れや商品補充等の連絡・要望等があった場合には、速やかに設置業者へ連絡し、対応を求めるようご協力をお願いします。(別紙5-10のⅢ5(6)参照)</p> <p>また、その他のトラブルや緊急対応についても、設置業者が速やかに対応することが困難な場合も考えられますので、指定管理者において、釣り銭の立替え等を行っていただくなどの協力をお願いします。</p>
8	<p>(様式2)「湘南港指定管理者事業計画書」Ⅱ(1)イの支出計画において、清掃費の記載を求められておりますが、新港湾管理事務所は現在の建物と比べ壁面に相当量のガラスが採用されており、清掃等に係る費用積算に必要なため、ガラスエリアの面積を示して欲しい。</p> <p>また、指定管理受託後、自費工事でガラス面の光触媒処理をすることは許諾してもらえるか。</p>	<p>新港湾管理事務所のガラス面積は約730㎡の予定です。</p> <p>なお、平成26年4月に供用予定の船具庫のガラス面積は約17㎡の予定ですので参考にお知らせします。</p> <p>また、ガラス面の光触媒処理については、指定後に具体的な内容をお示しいただいたうえで、県と協議してください。</p>
9	<p>役員交代が申請締切日直前に予定されており、指定管理申請時には、役員交代の登記が終了していないことが想定されるため、申請時に提出した定款及び(様式5)「役員等氏名一覧表」の差し替えは可能か。</p>	<p>事情やむを得ないため、変更役員に関する書類については、準備が整い次第速やかに再提出をお願いします。</p> <p>また、申請受付後に役員の変更があった場合にも、必要な資料の再提出を求める場合がありますので、速やかに県へご連絡ください。</p>
10	<p>(別紙4)「湘南港の各年度想定収支・積算内訳」1 想定収入において、神奈川県収入証紙販売手数料収入の記述がありますが、収入証紙販売にかかる人件費、事務費等はどのように考えればよいか。</p>	<p>収入証紙販売業務(指定管理附帯事業)に係る経費は、支出計画に計上してください。(募集要項本編P14の10(2)参照)</p>
11	<p>(別紙4)「湘南港の各年度想定収支・積算内訳」2 想定支出において積算されている光熱水費等の事務費については、県が直接事業者の選定等を行う喫茶・軽食施設、売店施設、修理工場、自動販売機が使用する分は含まれない(別途精算)という理解でよいか。</p>	<p>左記施設等の光熱水費については、各事業者負担となりますので、想定支出には含めておりません。</p> <p>なお、左記施設等の光熱水費については、各事業者から光熱水費相当額を徴収のうえ、指定管理者がまとめて電力会社等へ支払っていただきます。(別紙5-9Ⅲ5(1)参照)</p>